

添田町立小規模保育所

指定管理者募集要項

令和7年7月

添 田 町

健康子育て応援課

1 指定管理者募集の目的

添田町立小規模保育所の管理運営に関し、添田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者制度による募集を行う。なお、募集方法については公募とし、地域資源を生かした、効率的かつ創意工夫に溢れる、管理運営の提案を広く募集することを目的とする。

2 施設の概要

施設名	認可定員	所在地
たから保育園	30人	添田町大字中元寺 2467 番地
くるみ保育園	40人	添田町大字落合 984 番地
みどり保育園	40人	添田町大字庄 419 番地の 5

3 施設の管理運営に関する基本的な考え方

別紙「添田町立小規模保育所指定管理業務仕様書」のとおり。

4 指定管理者が行う管理の基準及び業務の内容

別紙「添田町立小規模保育所指定管理業務仕様書」のとおり。

5 管理運営体制

- (1) 別紙「添田町立小規模保育所指定管理業務仕様書」のとおり。
- (2) 利用園児数等の今後の経過によっては、3園のうちのいずれかの園を休園とする可能性がある。なお、休園とした園については、休園中の期間において、施設等の維持管理を月2回以上実施すること。

6 指定管理の期間

令和8年4月1日 から 令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、添田町の保育施策の方向性により指定管理期間を短縮する場合は、指定管理者と協議のうえ決定する。

7 応募資格等

(1) 基本事項

ア 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であること。または、認可保育所の運営実績が5年以上ある法人であり、安全かつ円滑に対象施設を管理運営可能な能力を有すること。

イ 添田町に主たる事務所を置く又は置こうとする法人とする。

ウ 「2 施設の概要」で示す3施設を一括して管理すること。

エ 指定管理者候補者の選定により、現在の指定管理者に変更がある場合は、現

従業員一人一人と親身に協議を行い、現従業員の継続雇用に最大限努めること。
オ 資格要件とはしないが、職員採用にあたっては地元雇用（現従業員を含む）について最大限努力すること。

(2) 欠格事項

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き等、開始の申立てがなされていないこと。
- ウ 添田町暴力団排除条例（平成 22 年条例第 1 号）に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- エ 過去 5 年以内に、労働基準法等に違反し、処分を受けたことがないこと。
- オ 国税、地方税を滞納していないこと。
- カ 政治団体（政治資金規正法第 3 条第 1 項に規定する政治団体及びこれに類する団体）でないこと。
- キ 宗教団体（宗教法人法第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）でないこと。
- ク 添田町における指定管理者の指定において、その公正な手続きを妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する団体でないこと。
- ケ その他、添田町が指定管理者として不適格と認めた団体でないこと。

8 指定管理者候補者の募集期間及び選定スケジュール等

(1) 募集期間等

ア 令和 7 年 7 月 22 日（火）～令和 7 年 8 月 29 日（金）

イ 書類の入手方法

添田町ホームページよりダウンロード

（アドレス：<https://www.town.soeda.fukuoka.jp/>）

(2) 募集要項に対する質問の受付

ア 受付期間：令和 7 年 7 月 22 日（火）～8 月 8 日（金）午後 5 時まで

イ 受付方法：電子メール（必ず質問した旨の電話連絡を行うこと。）

ウ アドレス：kosodate@town.soeda.fukuoka.jp

エ T E L：0947-82-5964

(3) 募集要項に対する質問への回答

質問に対する回答は、質問者のみ随時回答する。ただし、他の申請者との公平性を逸する恐れがある内容の質問、回答については、全応募者へ回答する。（質問のあった応募者名は非公開）なお、電話による質問は一切受け付けない。

(4) 申請書類の受付期限

ア 受付期限：令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 5 時まで

- イ 受付時間：午前9時～午後5時
- ウ 提出場所：問い合わせ先に同じ
- エ 提出部数：正本1部、副本11部（副は複写可）
- (5) プレゼンテーション・ヒアリング
応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細については別途通知することとする。（実施は令和7年9月予定）なお、応募者が1団体であった場合においてもプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。
- (6) 選定結果通知
選定結果通知は、指定管理者候補者に選定された者のみに通知するものとする。
- (7) 指定管理者の指定
議会の議決を経て、指定管理者候補者を指定管理者に指定し、その旨を通知する。
- (8) 申請書類
指定管理者候補者の募集及び選定は、添田町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成18年3月30日添田町条例第11号）及び同条例施行規則（平成18年5月19日添田町規則第10号）に規定する以下の書類とする。
 - ア 申請書
 - イ 定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類の写し
 - ウ 登記簿謄本及び役員名簿、なお、登記簿謄本は申請書提出日の3ヶ月以内に発行されたもの
 - エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における損益計算書（収支決算書）、貸借対照表、財産目録等
 - オ 指定施設の管理運営に係る事業計画書（5ヶ年分）
 - カ 指定施設の管理運営に係る収支計画書（5ヶ年分）
 - キ 独自提案書
 - ク その他町長が必要と認める書類
 - (ア) 団体の概要（団体の概要、沿革、活動実績、従業員数、配置数を示した書類）
 - (イ) 国税、地方税の納税証明書（申請前1ヶ月以内の発行のもの）
 - (ウ) 応募資格等の欠格事項に該当しない旨の誓約書
- (9) 留意事項
 - ア 接触の禁止
本件に係る添田町職員、本件関係者に対し、本件公募についての援助を目的とした直接又は間接的な接触を禁ずる。
 - イ 提案内容変更の禁止
提出された書類については変更できないものとする。
 - ウ 虚偽の記載をした場合の無効
申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
 - エ 応募期限の厳守及び辞退
応募期限は厳守し、期限後の受付は行わない。また、申請書類を提出した後に

辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。

オ 費用負担

応募に関して必要となるすべての費用は、応募者の負担とする。

カ 申請書類の取扱い・著作権

申請書類は理由の如何を問わず返却しないものとする。

提出された書類の著作権はそれぞれ作成した応募者に帰属する。なお、指定管理者候補者の選定前後において、事業計画書の内容を町長が必要と認めるときには、添田町は提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。

キ 追加書類の提出

添田町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

ク 異議申し立て

選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

ケ 秘密の保持

応募者は本指定管理者候補者選定の参加により知り得た情報については、如何なる理由があっても他に漏らしてはならない。

9 選定の方法及び基準

(1) 選定方法

指定管理者候補者の選定にあたっては、添田町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 18 年 3 月 30 日添田町条例第 11 号）及び同条例施行規則（平成 18 年 5 月 19 日添田町規則第 10 号）に基づき選定を行う。

ア 申請書類の確認

提出された申請書類について、事務局にて確認を行う。

イ 選定方法

提出された申請書類を基に、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とする。

(2) 選定基準

ア 評価項目

添田町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 18 年 3 月 30 日添田町条例第 11 号）及び同条例施行規則（平成 18 年 5 月 19 日添田町規則第 10 号）に基づき、以下の項目及び別表により審査を行い、別表に示す各評価項目の得点数の合計が最も高い応募者を指定管理者候補者とする。なお、合計得点数が 60 点以下の応募者は失格とする。

(ア) 指定施設の利用の平等が確保され、かつ、サービスの向上が図られるものであること。

(イ) 指定施設の設置目的に照らしその管理を効果的に行うことができるとともに当該施設に係る経費の縮減が図られるものであること。

(ウ) 指定施設の管理を的確に遂行するに足る人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している又は確保できる見込みがある者であること。

採点基準	配点 10 点	配点 20 点
優れている	10	20
やや優れている	7	15
普通	5	10
やや劣る	3	5
劣る	1	1

別表

選定基準	配点	審査の主な観点
評価項目 1 応募の動機について 保育所運営方針について	20 点	<ul style="list-style-type: none"> ・応募の動機について ・保育所運営方針の考え方について ・園児確保に関する取組みの考え方について
評価項目 2 職員配置、職員研修について 雇用の確保について	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置について ・職員研修の考え方について ・雇用の確保の考え方について
評価項目 3 保育計画について	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ・保育目標達成のための全体計画について ・指導計画について ・小学校との連携について
評価項目 4 特別な支援が必要な児童への 取組みについて	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援が必要な児童への取組みについて ・家庭、関係機関との連携に関する取組みについて
評価項目 5 健康管理について	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の健康管理、支援について ・園児の疾病等への対応について ・職員の健康管理について
評価項目 6 食育に関する考え方について	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する考え方について ・アレルギーへの対策、対応の考え方について
評価項目 7 事故防止対策について	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ・運営上の事故防止への取組みについて ・事故発生時の体制、対応について
評価項目 8 安全管理等について (危機管理能力)	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設上の安全管理への取組みについて ・防犯、防災に関する取組みについて ・情報管理について ・苦情処理への取組みについて
評価項目 9 経営努力面について	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画書の妥当性について ・経費削減に関する取組み、考えについて
評価項目 10 独自提案について	20 点	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所運営、管理等に関する独自提案 ・独自提案の現実性、将来性について

※ 応募書類の内容審査及びプレゼンテーションによる評価・審査を行う。

10 責任分担に関する事項

別紙「添田町立小規模保育所指定管理業務仕様書」のとおり。

11 その他

(1) 指定期間開始日までの補償

選定された指定管理者候補者が議会において議決を得られなかった場合や、指定管理者の指定を受けた後、指定管理者の事情により、指定期間開始日までに施設の管理ができなくなった場合においても、施設に係る業務及び管理業務の準備のために支出した経費等について添田町は補償しない。

(2) 現地見学

募集期間内に実施するものとし、現地見学を希望する応募者は、電子メールにて希望日程について日程調整を行うこと。（必ず、電子メールした旨の電話連絡を行うこと）

なお、日程調整なく現地見学を行うことを禁ずる。

12 問い合わせ先・申請書類等提出先

〒824-0691 田川郡添田町大字添田 2151 番地

添田町役場 健康子育て応援課 子ども育成・支援係

電話（係直通） 0947-82-5964

E-mail kosodate@town.soeda.fukuoka.jp